

令和7年4月11日

保護者 様  
地域の皆様

さいたま市教育委員会  
さいたま市立上落合小学校長

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の  
基準について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
さて、さいたま市教育委員会では、昨今の風水害による甚大な被害が発生していること  
に鑑み、標記基準を下記のとおり策定しております。これは、今後、台風等の気象状  
況により本市域全体に重大な災害が発生する恐れが生じた際に、児童生徒の安全確保に  
向け、市として統一した対応が取れるよう、判断基準を設けたものです。  
つきましては、下記の内容を御確認いただき、御理解と御対応いただくようお願いし  
ます。

記

1 一斉臨時休業の基準

| 対象とする気象警報                                            |                            | 判断基準及び対応                                                                                                        |
|------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 熊谷地方気象台が<br>発表する本市域を<br>対象とした気象警<br>報のうち右に該当<br>するもの | 特別警報<br>(大雨・暴風・<br>暴風雪・大雪) | <b>午前6時</b> の時点で<br>・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の<br>場合、<br>又は<br>・午前9時までに左の気象警報級の現象と<br>なる予想が示されている場合、<br>その日を一斉臨時休業とする。 |
|                                                      | 暴風警報                       |                                                                                                                 |
|                                                      | 暴風雪警報                      |                                                                                                                 |

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学  
校安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全  
確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することは  
いたしません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒  
の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとるこ  
とがあります。

担当 教頭 佐々木 良枝  
電話 852-5381

〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉  
さいたま市教育委員会 健康教育課  
電話 829-1679